



2024年 4月23日

各 位

会 社 名 日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 東 洋 次 郎
(コード番号：6418 東証プライム)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 上 席 執 行 役 員
経 営 企 画 本 部 長 高 垣 豪
電 話 (06) 6643-8400 (代表)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年3月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年6月25日開催予定の当社第71期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、当社は、本年4月23日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の当社第71期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月25日（火）〈予定〉
定款変更の効力発生日 2024年6月25日（火）〈予定〉

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金銭、有価証券の出納保管に関連する機械の製造ならびに販売。 2. 経営事務、販売事務に関連する省力化機械の製造ならびに販売。 3. 住宅産業、教育産業、健康産業、飲食レジャー産業に関連する諸機械、器具設備の製造販売と調査運営、リース活動。 4. 不動産の賃貸ならびに管理。 5. 事務用機器、金庫、家具の製造販売、設計施工。 6. 遊技場の経営。 7. パチスロ遊技機、パチンコ関連遊技機器等の製造、販売。 8. 殺菌・防カビ・消臭用オゾン発生装置ならびに食品の鮮度保持用機器・加工用乾燥機の製造販売。 9. 前各号に附帯する一切の業務。 <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金銭、有価証券の出納保管に関連する機械の製造ならびに販売 2. 経営事務、販売事務に関連する省力化機械の製造ならびに販売 3. 住宅産業、教育産業、健康産業、飲食レジャー産業に関連する諸機械、器具設備の製造販売と調査運営、リース活動 4. 不動産の賃貸ならびに管理 5. 事務用機器、金庫、家具の製造販売、設計施工 6. 遊技場の経営 7. パチスロ遊技機、パチンコ関連遊技機器等の製造、販売 8. 殺菌・防カビ・消臭用オゾン発生装置ならびに食品の鮮度保持用機器・加工用乾燥機の製造販売 9. 前各号に附帯する一切の業務 <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 1 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 1 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="236 264 582 295">第 2 6 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="252 347 375 378">(報酬等)</p> <p data-bbox="236 392 774 555">第 2 7 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="252 698 518 730">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="236 743 774 952">第 2 8 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="236 965 774 1256">② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="316 1400 705 1435" style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="252 1489 359 1520">(員数)</p> <p data-bbox="236 1534 774 1608"><u>第 2 9 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p data-bbox="252 1662 359 1693">(選任)</p> <p data-bbox="236 1706 774 1780"><u>第 3 0 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="236 1794 774 1957">② <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p data-bbox="805 264 1152 295">第 2 7 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="821 347 944 378">(報酬等)</p> <p data-bbox="805 392 1343 638">第 2 8 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p data-bbox="821 698 1088 730">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="805 743 1152 775">第 2 9 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="805 965 1343 1301">② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="821 1400 928 1431">(削 除)</p> <p data-bbox="821 1489 928 1520">(削 除)</p> <p data-bbox="821 1662 928 1693">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠った</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第39条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第35条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 264 592 293">第7章 計算</p> <p data-bbox="240 349 692 383">第40条～第43条（条文省略）</p> <p data-bbox="256 439 360 472">（新設）</p> <p data-bbox="256 483 360 517">（新設）</p>	<p data-bbox="999 264 1163 293">第7章 計算</p> <p data-bbox="810 349 1262 383">第36条～第39条（現行どおり）</p> <p data-bbox="810 439 871 472">附則</p> <p data-bbox="823 483 1310 517"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="810 528 1347 775">第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第71期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="810 786 1347 1032">② 第71期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>